

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第33回）

日時 令和7年9月30日（木）9：00～10：35

場所 オンライン開催

1. 開会

○妙中課長補佐

定刻になりましたので、ただ今より総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第33回）を開催いたします。

議事に先立ちまして、事務的に留意点を申し上げます。

本委員会はオンラインでの開催としております。参加いただいている皆さまにつきましては、本委員会中は回線の負担を軽減するため、カメラをオフの状態でご審議いただき、ご発言時以外はマイクをミュートの状態にさせていただきますようお願いいたします。ご発言をご希望の際は、マイクのミュートを解除いただき、お声がけいただくか、挙手機能を活用いただき、ご発言希望の旨お知らせいただき、座長からの指名をお待ちいただきますようお願いいたします。

本日の委員会の一般傍聴につきましては、より広く傍聴いただくために、インターネット中継での視聴形式を採らせていただいております。

それでは、これからの進行については高村座長にお願いすることといたします。高村座長、よろしくお願いいたします。

○高村座長

皆さん、おはようございます。

お手元の議事次第に従いまして議事を進めていきたいと思っております。

それでは、まず初めに事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○妙中課長補佐

本日の資料についてですが、配布資料一覧にありますとおり、議事次第、委員等名簿、資料1、ライフサイクルGHG自主的取組のフォローアップについて、資料2、2031年度以降のライフサイクルGHG基準について、資料3、輸入木質バイオマスの持続可能性についてでございます。

○高村座長

委員の皆さま、配布資料等、過不足、問題ございませんでしょうか。もし足りないもの等ありましたら、ご連絡をさせていただきます事務局宛てにご連絡いただければと思います。

それでは、議事に入ってまいります。議題の（１）でありますけれども、ライフサイクルGHG自主的取組のフォローアップについて、事務局からご説明をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

2. 議題

（１）ライフサイクルGHG自主的取組のフォローアップについて

○妙中課長補佐

ありがとうございます。

それでは、お手元の資料１、ライフサイクルGHG自主的取組のフォローアップについてご説明いたします。

２ページ目、進んでいただけますでしょうか。

今年度のバイオWGの議題について、全体の振り返りでございます。

大きく３つ柱を立てておりまして、第三者認証スキームの追加について、こちらは前回取り扱いさせていただきました。今日は、この２ポツと３ポツの議題について、それぞれご審議いただければと思います。

３ページ目、お願いいたします。

本日ご議論いただきたい事項といたしましては、前回のワーキングのほうでバイオマス発電事業者協会さま、日本木質バイオマスエネルギー協会さまからヒアリングを実施させていただきましたが、本日は、そのヒアリングの結果であったり、各業界団体等のデータを改めて分析を事務局のほうでいたしました。ライフサイクルGHGの自主的取組の今後の普及策等について、ぜひご議論いただければと思ってございます。

ご参考までに、前回のワーキングの際にいただきました点を幾つか列挙してございます。かっこについては、それぞれ業界団体等からの回答というところで付けてございますけれども、認識であったりだとか、自主的取組のカバー率を向上していくためには、他の団体との連携が必要なのではないかといった点、個別計算についてといった点を幅広くご質問いただいたと思ってございます。

４ページ目に進んでいただきまして、バイオマス発電のライフサイクルGHG基準というところで、それぞれこの５０％、７０％、また別途ご審議いただきますけれども、３１年度以降についてもイメージとして入れてございます。

５ページ目から、今回分析させていただいた２０２４年度実績のデータでございます。５ページ目の、この下の表が、それぞれＢＰＡさん、木質協さん、あとは自社のホームページ等で公表されているような情報といったところを総計いたしまして、それぞれデータの分

析をしてございます。このデータの件数においては、国産燃料の割合もお示ししてございますし、また、それぞれの境界に応じて一部重複する発電所がございましたので、その旨も注釈で入れてございます。

6 ページ目が、今回の分析した結果の本当に全体像をシンプルにまとめているスライドでございまして、この対象事業者の今回 58%がご参加いただいているということが確認できました。これはバイオマス比率考慮後の発電出力ベースとなっております。

この下の積み立てグラフを見ていただくと、昨年から始めてございますけれども、この参加の割合が 54%から 58%に向上してございます。当然、未参加の割合というのがそれに応じて減っている状況ではございますけれども、昨年に引き続き、参加のうち、発電容量が 10,000 kW 以上という濃い灰色のところですね。この件数というものが非常に多うございます。また、発電出力全体で見ても全てにおいても増えておりますので、こういったところから、参加率の向上の観点からは、特に大型の案件の参加というところをしっかりといただくということで、この自主的取組というものが、より精緻になっていくんではないかと考えてございます。

7 ページ目以降に、それぞれの算出の傾向というものを、昨年の分析結果と比較しつつ、それぞれ入れてございます。この一番大きなグラフが今年度の傾向でございまして、2023 年度の実績は、この左下の、ちょっと小さめにしておりますけれども、グラフとなっております。大きな傾向は比較していただくと一目瞭然だとは思いますが、引き続き国内木質チップというところにおいては、一部が 70%水準を超えるというものになってございます。他方で、昨年に比べると全体としては超える割合が減っているというふうな状況がうかがい知れるかなと思っております。

続きまして 8 ページ目、輸入木質ペレットでございます。こちらは 50%水準を全てにおいては下回っておりますけれども、70%水準を一部上回るというふうになっています。

使用量別では約 1 割といったところでございます。こちら昨年の実績と比べると、少し分布としては超えている割合は減っているというところがうかがい知れるかなと思います。

9 ページ目が P K S でございまして、こちらは目的生産物ではないということもあり、全てで 70%以下となっていることが確認されてございます。

10 ページ目が出力規模ごとのライフサイクル G H G の傾向でございます。やはり大型化しているもの、小型化しているもの、それぞれ違いがございますけれども、燃料種別で見て、この出力規模とライフサイクル G H G の間に有意な傾向というのは見られてございません。国内木質と P K S というのは中小規模を中心に運用されておまして、輸入木質は大規模まで幅広く使用されているというのが見て取れるかなと思います。この超えているものについては、それぞれ国内の木質チップであったり輸入木質ペレットだったりするわけでございますけれども、比較的大きなものが超えているというところが見てとれます。

続きまして 11 ページ目、調達地域ごとのライフサイクル G H G の割合になってございま

す。こちら、かなりデータが限られているというところですので、あくまでご参考にはなってしまいますけれども、それぞれの国、東南アジアだったりだとか、国内の場合は隣接・同一県でのGHGの傾向というのを示してございます。インドネシアは一定数、数がございますけれども、マレーシア、ベトナムというところはペレットになりまして、PKSというのはインドネシアに今回集中しているというところが、お示ししているデータにおいてはございます。

12 ページ目が工程ごとのライフサイクルGHGの傾向でございます。この下の表にそれぞれ数値を入れておりますけれども、まず上段の国内木質においては、従来からございましたけれども、真ん中の加工の工程が非常に全体に占める割合というのが、昨年度と半分ぐらいになってございます。一方で、2024 年度においては大幅に減少しておりまして、こちら、第31回のWGで整理された工程の既定値の見直しが影響しているものと考えられてございます。

続いて輸入燃料については、海上輸送というところが昨年は59%、64%と少し減少しておりますけれども、全体においては輸送というところが大きいというところが確認できました。

13 ページ目になりますけれども、それぞれの、今回どういうふうに計算をしたのかというところをまとめてございます。全体としては、この傾向は既定値による計算が多くなっておりますけれども、前年と比較すると個別計算の割合というものが一定程度増えてございます。こういった個別計算とか既定値を組み合わせ、特にPKSのところでも顕著ですが、算定しているというところも、今回の分析の結果、昨年度と比べると全体としては減少しているというところともつながっていくものがあるのかなと考えてございます。

以上、14 ページ目に今回のデータを分析した傾向のサマリーを入れております。参加率としては、まず規模も含めて増加してございます。ライフサイクルGHGの算定値については、ほぼ全てのデータで50%削減水準を下回る一方で、70%水準は一部上回るデータがあったというところです。これは昨年と同様かと思っております。

また、ライフサイクルGHGの計算方法には、既定値による計算が多いものの、個別が増加傾向にございます。

業界全体で、こういったライフサイクルGHGの取り組みへの理解というところも少しずつ進めていただいております。全体としては減少しているところでございますけれども、やはりこの参加率、参加規模の向上によって、データの母数、N数を増やしていくといったところが重要かと考えてございます。

また、実態を適切に反映するために、この既定値の見直しというものも、今回特に国内の木質では大きく確認できてございまして、引き続き精緻化を進めていくというのが重要かと考えてございます。

15 ページ目に最終的な普及促進に向けた取り組みというところを入れてございます。こちらは30回のWGで整理された方向性、下のところに30回のスライドを入れております

けれども、取組状況というのは引き続きフォローアップというものを行ってまいります。

一方で、先ほど分析結果のほうでお示しさせていただいたとおり、大型案件の参加の促進というものが重要となっており、今回ヒアリングさせていただいた団体さま以外に、既にちょっとわれわれのほうから呼びかけを行っておりますけれども、積極的な情報開示といったところも重要かと考えてございます。

以上、ちょっと全体駆け足になってしまいましたけれども、現状と、引き続きこういうフォローアップを継続していく、また参加率を向上させていくというところは非常に継続して重要になってまいりますので、事務局としては積極的に行っていければと考えてございます。

以上のご説明を踏まえてご審議いただければと考えてございます。

いったん、資料1については以上でございます。

○高村座長

ご説明どうもありがとうございました。

それでは、今いただきましたご説明について質疑応答を進めていきたいと思っております。委員の皆さま、ご意見、ご質問がある方は、T e a m s の挙手機能かチャットで教えていただければと思います。いかがでしょうか。ご意見、ご発言ご希望の委員の皆さま、教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。それでは橋本委員、お願いいたします。

○橋本委員

ありがとうございます。データについていろいろと分析を進めていただきましてありがとうございます。

10枚目のスライドが全体を見られるかなとは思いますが、非常にばらつきが大きいということで、本日の2つ目の議論ともこれは深く関係すると思いますので、大きなところがなぜ大きいのか、小さいところがなぜ小さいのか、数倍というレベルではない差が出てきている状況なので、特に大きいところ、小さいところの理由が何なのかというのをしっかり、これからまた情報収集をしていただければありがたいなと思います。

一部はちょっと計算ミスなんかも含まれているんじゃないかなと思ったりもしますので、少し大きいところ、小さいところをちょっと対象にして、何でそうなっているのかというところの分析を進めていただけるとありがたいなと思います。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。委員からご発言、一連いただいた後に事務局からお答えをいただこうと思います。

それでは、続きまして吉岡委員、その後、道田委員、お願いいたします。吉岡委員、よろしく申し上げます。

○吉岡委員

ただ今の橋本委員のご発言を受けて、このグラフについて続いてコメントなんですけれども、ばらつきは大きいんですけれども、恐らく石炭と混焼しているものというのは、ペレットのバイオマスの割合に応じて出力規模を案分していると思われますので、そう考えると、何か混焼の場合は他の専焼の場合と分けて表現すると、もう少し整理できるのかなと思いましたので、ちょっとその点についてコメントいただければと思います。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、続きまして道田委員、お願いいたします。

○道田委員

ありがとうございます。

前回、BPAさん、木質協さんにご尽力いただいて、まずデータを出していただきましたことを感謝しております。それから、事務局でこのような詳細な分析をしていただいて、だいぶ現状が分かるようになって、本当にありがたいなと思っております。

あと、個別計算につきましても、実態を踏まえたデータになっているということで、個別計算の方法を導入してよかったなと思っているところであります。

ちょっとデータとは少し離れるかもしれないんですけれども、少し大枠のところで1つコメントをさせていただきたいと思っております。

今、この業界団体さんに入られている皆さまからは、本当にいろいろご尽力をいただいております、少しずつ情報が集まってきているところだと思います。事務局のほうでも、業界団体さん以外のところで呼びかけをくださっているということで、少しずつ情報が集まってくるのかなと思っています。

これ、電力は、元に戻りますけれども必要不可欠なもので、日本の競争力に大きく関わっているということで、自主的取組とはいいいましても、このFIT制度がきちんと需要家に選ばれるような電力になっていくということが非常に大事でありまして、この後の議論にも関わりますけれども、一度何か問題が起こってしまうと、本当に制度を揺るがしかねないというか、事業者さんにとっても大きなリスクになってくると思いますので、自主的とはいえ、それから業界団体に入っていらない事業者さんもおられると思いますけれども、本当に今までの過去の1970年代、80年代からのサステナビリティの流れを考えましても、自主的取組でできる範囲はそれでやって、もし問題が起こってしまったら、また規制を強化せざるを得ないという、そういう方向にもなる懸念もありますので、ぜひ

ぜひ皆さまのご協力をいただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、続きまして河野委員、お願いできますでしょうか。

○河野委員

河野でございます。事務局の皆さま、整理していただいてありがとうございました。私も今回の資料を拝見して、全体像が少しずつ見えてきたというところでございます。

ライフサイクルGHGの公表というのは、そもそもFIT制度の制度設計時にこういった要件が入っていなかった、この部分を重要視するというのが制度設計段階、初期構想には入っていなかったもので、後付けとして、やはりこれは重要であろうということで、さまざま仕組みが整えられてきていると認識しております。それで、バイオマス燃料に関しては、国の方針として再エネ最大活用、それから主力電源化というところがありますので、今後も期待し得る燃料源だとは思っておりますけれども、やはり国民としては、適正に調達された材を使っていただきたいと強く思うわけです。

それで、今後の普及促進策ですが、自主的に企業の皆さんが正確な数字を開示していただければと性善説にのっとってお願いするのに加えて、今後に向けて法規制は難しいと思いますけれども、例えば金融庁さんがサステナビリティ情報開示を大手企業さんに求めていますので、そういったところで投資家さんからの評価を得るとか、私たち消費者の認知の向上策として、いくらグリーン電力とはいってもちょっと違うんじゃないのというふうなところに気付くような広報をするとか、最後は、よく分からないんですけども、公表していれば調達価格等算定委員会で少し価格での差別化ができるとか、何らかの形でちゃんとやっているところは評価されるというふうな仕組み化を進めることが、無言の圧力になるのではないかなとは思っているところです。

この後の議題にも関わってきますが、環境価値に対する評価と公表は、今後も特に企業の皆さんは自覚して進めていただければと思います。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、続きまして相川委員、お願いいたします。

○相川委員

相川です。ありがとうございます。

私も大体皆さんと同じような意見を持っていますけれども、1つは、全体見えてきている中で、やはり個別計算が増えてくると、また見え方というのがちょっと変わってくるのかなと思っておりまして、引き続き見ていく必要というのを感じているところです。

それから、今映っているスライドの国としての他団体への呼びかけというところは、前回のワーキングで私のほうも発言、要望させていただきましたので、ご対応いただいて大変ありがたいかなと思っております。

ちょっと気になっているのが、先ほど吉岡委員から混焼の問題の指摘というのもありましたけれども、この測定の単位ですね。丸のいろんなグラフに出てきている単位が、いわゆる燃料の船1杯分みたいな、そういうものもあれば、そうでないものも含まれていると、いくつような話がどこかであったような気がいたしまして、今、自主的なところでお願いをしているというところとも関係するのかもしれませんが、何を見ているのかというところについては、改めて整理をしながらやっていく必要があるのかなと思っています。

そういった先に、先ほど河野委員がおっしゃられたように、もしかしたら基準値というものがあつたとしても、よりそれを超えていった場合に炭素クレジットを発生させるというような、カリフォルニア州とかでやられているような、こちらは液体バイオ燃料のほうですけれども、カリフォルニア州とか、あとブラジルとかでもそういったメカニズムがありますけれども、そういったものを目指していくというのも一つのアイデアとしては見えてくる可能性もあるのかなと思ったところです。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

今、委員から一連ご発言いただきましたけれども、もし追加でご発言ご希望の委員、いらっしゃいましたらお願いできればと思いますけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、幾つかお尋ねもあつたかと思しますので、事務局から委員のご意見、ご質問に対してお答えいただけますでしょうか。

○妙中課長補佐

事務局でございます。先生方、ご意見ありがとうございます。

まず順番にですけれども、橋本委員からいただきました、非常に大きなところは大きく、小さなところは小さいところと、あと分析の高精緻化というところは、まさにおっしゃる通りだと思っております、業界団体とも連携して、この分析というところは進めていきたいと考えてございます。

また、吉岡委員から、ばらつきのお話に関連して、石炭混焼と、あと専焼を分けてはどうかというところでございます。

10 ページで今ちょうど投影しております、この散布図は、バイオ専焼と石炭専焼におい

て、バイオ比率の考慮後の出力でプロットしてございます。従って、この石炭混焼は発電効率も高くなってまいりますので、この算定値は小さくなっております。

また、このバイオ比率を考慮前でプロットすると、おっしゃるとおり違ったものになり得ると考えてございますので、ちょっとこういったところはわれわれのほうでも、しっかり見せ方も含めて検討していきたいと思っております。

続いて、道田先生からいただいた点は、自主的というところに含めて、引き続き開示の協力をというところのコメントをいただきまして、ありがとうございます。

あと、河野先生からいただきました、自主取組をしっかりと評価されるような差別化というところは、E S G投資の観点でも、サステナビリティの開示基準といった点で、サプライチェーン全体でどういうふうに社会全体での取り組みというのが浸透していくのかというところと天秤になってまいります。

あと、クレジットの話もいただきまして、こちらはちょっとわれわれのほうでもしっかりと並行して、今制度設計の進められているものもございまして、こういったところは、ご指摘のとおり検討させていただきたいなと考えてございます。

あと、相川委員からいただいた測定の単位についてですね。ここについては、この投影している10ページの散布図のプロットというところは、使用燃料の量の分布ではないというところになってございます。そこも分かりやすさの点とか、こういったところはわれわれのほうでもしっかりと正していきたいなと考えております。

いったん、先生方からいただきましたご意見、コメントについては以上となります。

○高村座長

ありがとうございます。

今、事務局から回答、意見いただきましたけれども、委員の皆さまからフォローアップの質問、あるいはご意見でございますでしょうか。よろしいでしょうか。

皆さまもおっしゃっていましたが、次の議題の（２）にも当然関わってまいりますので、もしご意見があれば、その時にも併せていただければと思います。どの委員も、今回事務局が非常に丁寧な分析を出していただいたということで、これを基に、より解像度を上げる議論をするための幾つかご質問をいただいたと思います。

私、１点だけ申し上げると、今日事務局、スライドの６でご提示いただいておりますけれども、これは次の議題の（２）にも関わりますが、やはり事務局からご提案いただいているように、参加率の向上というところは2031年度以降の対応を考える上でも非常に大事だと思います。これは発電出力との関係で見ても、ここに事務局のご提案があるように、やはり大型案件の参加を促進させるような形の取り組みというものが必要ではないかなと思っております。これは当然2031年度以降の基準を考える上でもそうですし、今、自主的に自発的に取り組みいただいている事業者の皆さんとの公平性という観点からも大事な点かと思っております。これは次の議題にも関わる点があるかと思っておりますので、もし特に委員の

ほうからご意見なければ、議題の（２）のほうに移っていきたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、まずこの議題の（１）について、事務局で今日いただきました意見を踏まえて、さらに取り組みの促進に向けて検討いただければと思います。

（２）2031 年度以降のライフサイクルG H G 基準について

○高村座長

それでは、議題の（２）でありますけれども、2031 年度以降のライフサイクルG H G 基準についてということであります。こちら、事務局からご説明をお願いできればと思います。

○妙中課長補佐

事務局でございます。

それでは、資料２についてご説明のほうをさせていただきます。こちら、先ほどの資料１のご説明と当然関連するところではございます。

２ページ目、再掲にはなりますけれども、2031 年度以降のライフサイクルG H G の基準というところは、2025 年度をめどに検討という整理をしてございます。こちらについては、今ありましたとおり、自主的取組のフォローアップ等の結果も踏まえて、今後についてご議論いただければなと考えてございます。

３ページ目について、こちら、2021 年の第 13 回のバイオマスWGの議論のところでのスライドを再掲してございます。現行のライフサイクルG H G の基準の検討におきましては、大きく２点、１つ目は諸外国と遜色のないような削減目標とするという点、２つ目は、このバイオマス燃料の供給可能性およびサプライチェーン全体でこういった目標水準を満たしていくという取り組みを促す上では、一定のリードタイムが必要であるということを考慮するという、大きくこの２点を踏まえて検討の基準を付けてございます。2031 年度以降のライフサイクルG H G の検討においても、こういった点は踏まえることとしたいと考えてございます。

４ページ目以降は、E U の R E D 3 のライフサイクルG H G の経緯というところを改めて整理してございます。

５ページ目に行っていただくと、こちら、E U - R E D 3 の 80%というところについて、こういった経緯があるかというところを入れてございます。ご案内のとおり、既設の案件に対しても一定期間の経過後に 80%削減を適用してございます。当然、この当該基準の検討に当たっては、欧州委員会のほうで目標水準を満たすようなバイオマスの供給にどういった影響を与えるかといった点についても評価してございます。

６ページ目は、これはご参考までにE U - R E D 2、3 というところが、現行の既設の

ものも含めてこういった適用関係にあるかというところを、ちょっと棒線、帯でお示ししているものがございます。

具体的にどういう評価をしたのかという点、7ページ目、8ページ目に当時の経緯を入れております。

7ページ目でございますけれども、RED 2の検討においては、80%以上が削減となる場合において、地域生産のバイオマス、また熱電併給などに制限がされる効果が現れるという評価をしてございます。この下で囲っている赤字のところですね。一部制限されるといった点、また、70～75%のところでは、こういった留意点全て適用すると、85%に行くと、ほとんどのものは適用できないといった点、こういったところを総合的に考慮しているのかと推察されます。

8ページ目に行っていただくと、それぞれこういった分析、影響度なのかというところをシンプルに示してございます。下の図のほうを見ていただくと、EUの2027年の木質バイオマスの総消費量のうち、輸入木質ペレットというものが占める割合はわずか0.5%程度となっております。また、ライフサイクルGHGのRED 3の検討時において、域外から2030年度までにこういった目標をセットした上で、輸入木質バイオマスが7%削減されるという、そういう評価をしてございます。こういった全体に与える影響を考慮した上で、現行、EU-REDのほうで目標をセットしているという状況がございましてということをご振り返りとして入れてございます。

9ページ目以降が、われわれのほうで考える日本におけるライフサイクルGHGの基準についてでございます。

シンプルに10ページ目にまとめてございます。先ほどお示したような自主的取組、ここは現行で70%削減水準ですと超えるものはございます。50%水準ではほとんど達成しているという状況でございます。一方で、80%という水準を仮に点で置いていくと、こういったビジュアルになってくるというところがございます。当然達成できるものはございますけれども、現時点での傾向というものに照らし合わせると、このような割合になってくるというものでございます。

日本では、EUと比較して木質系バイオマスの総消費量に占める輸入木質のバイオマスの割合というのが、この左の円グラフで示しておりますけれども、13%、15%とか、それぐらいに匹敵する量になってございます。仮に日本で利用されている木質バイオマスのライフサイクルGHGの算定値を、EU-RED 3と同様、80%削減とした場合においては、こういった欧米との比較としては、非常に輸入木質バイオマスにおいては大きな差が生じてくるのではなかろうかという、ちょっと実態との差というところは、冒頭に申し上げた論点も含めて考慮していく必要があると考えてございます。

11ページ目、最後のスライドになります。

今回のGHG、2031年度以降においては、特に事業者さまへの影響、またバイオマスの削減水準を満たす供給可能性においては、先ほど座長からもコメントをいただきましたけ

れども、現時点での自主的取組等を参考にしつつ検討を深める必要があるのではないかと
いった点、具体的には木質の供給の見通しもそうでございますし、業界における削減取組
の見通し、輸送の観点であったり加工、また熱電併給の導入といった点ですね。また、生
産国においても、この脱炭素電源をどういうふうに導入していくかという、この電力の排
出係数の考え方も進展をしっかりと精査する必要があると考えてございます。

最後にE U－RED 3というところも、現行の運用状況というところも見つつ、来年度
のワーキングにおいては業界団体さんからのヒアリング等を踏まえて、2025 年度のライフ
サイクルGHGの自主的取組のフォローアップを行い、目標の水準というところをより検
討を深めていくということとしてはどうかというところが事務局の案でございます。

いったん、資料2について説明は以上となります。ご審議いただければ幸いです。

○高村座長

ありがとうございます。ただ今、議題の（2）について、資料の2を使ってご説明いた
だきました。

それでは、委員の皆さまからご意見、ご発言、ご質問などいただければと思います。同
じように、ご発言ご希望の委員の皆さまは、T e a m s の手挙げ機能、あるいはチャット
でお知らせをいただければと思います。いかがでしょうか。

河野委員。こちらは先ほどのでしょうか。

○河野委員

河野です。何か手挙げ機能が……。

○高村座長

下りないでしょうか。

○河野委員

何かワークしなくて。発言させていただければと思いますが、いかがでしょうか。大丈
夫ですか。

○高村座長

はい、お願いいたします。

○河野委員

では、発言させていただきます。

2030 年度以降方向性がまだ決まっていないライフサイクルGHG基準についてですが、

EUの規制内容も念頭に置いた、より高い目標を掲げるということと、それから、事業者の皆さんの事業の予見性や実行可能性を考慮して一定のリードタイムを設けるという、考え方の前提については、私もそれで納得感もありますし、方向性については同意いたします。

それで、やはり問題は、例えばEUの規制と比べて、日本においては輸入分が非常に多いというところが大きな違いを生んでいると思っております、業界といたしまして、事業者の皆さんのやる気とか本気度が今後どうなっていくのかというところが、達成の成否を左右するのではないかと思います。

80%に上げた場合、例えば原産国や輸入国などを変更せざるを得ないかもしれませんし、そうすると、そもそも持っていた事業計画や調達のポートフォリオも変更しなければいけないような事態を招くかもしれません。サプライチェーン全体での取り組みを促進することなんですけれども、目標を高く掲げた時に、事業継続、それから持続可能性においてどのような問題が生じるのかというところは、今実際に事業をされている方等にしっかりとヒアリングを行って、コスト面や事業計画の変更の面も、現状と、それから今後のあらねばならない姿の違いというのをやはり確認すべきではないかなと思いました。

私からは以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、続きまして道田委員、お願いいたします。その後、橋本委員、よろしくお願いいたします。では道田委員、よろしくお願いいたします。

○道田委員

ありがとうございます。

河野委員のコメントとほぼ重なると思うんですけれども、これから2031年度以降、どういうふうにするかというのは議論をこれからするわけではありますけれども、厳しくなる方向にあるということを踏まえて、今、先ほどグラフをお見せいただきましたけれども、70%、80%削減だと、今の事業のカーボンを減らす必要がある事業者さんがかなりの数で出てくる。全ての情報が集まっていない時点でこういう状況ですので、まだデータを出してくださっていない事業者さんが一体どうなっているのかというところもちっと不安なところではありますけれども、安定調達という意味でも、皆さんにぜひ基準をクリアできるような最適解をそれぞれ見いだしていただきたいと思っているところではあります。

ですので、輸送経路を見直したりとか、いろいろ事業計画の変更などもあると思いますので、ちっとまだ数値なり具体的な内容が決まっていない時点ではありますけれども、なるべく早くそのような情報を収集していただければなと思っていますところではあります。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは橋本委員、よろしくお願いします。

○橋本委員

ありがとうございます。

リードタイムも考慮すると時間もそんなにないと思うんですけども、最後のスライドに示していただいている最後のところの方針でいいんじゃないかなと思います。

その上で、資料1へのコメントの繰り返しになるんですけども、この中で業界における削減取り組みの見通し等も考慮する必要があるかと思うんですけども、現状で非常に差があるやっぱ理由を、低いところはなぜ低くて、大きいところはなぜ大きいのかといったところの分析を進めていただいて、どういったことができるのかということを分析の結果として示していくことも重要だと思いますので、その分析、ぜひ進めていただければと思います。それが1点目です。

2点目は、真ん中のところにある3つ目のポツの生産国における脱炭素電源の導入状況なんですけれども、この辺、テクニカルに進められるところについては、ちょっとデータの関係で難しいかもしれないんですけども、別途デフォルト値の設定についての議論は検討を進めていただければなと思います。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、続きまして相川委員、よろしくお願いいたします。

○相川委員

相川です。ありがとうございます。

私は、この件の議論は、やっぱり2031年度以降、要するに2030年代をどういうふうに見通すのかという問題と不可避なのかなと思っています。その時に幾つか論点があると思うんですけども、1つは、今橋本委員が言われたところと関係しまして、生産国における脱炭素電源の導入状況ということで、これ、系統電力といったようなことで、議論がこれまでは進んできたかもしれませんが、日本でもありますように、個別の契約を結んで再エネの電気が調達できるといったようなことというのも、実際東南アジア等でもできるようになってきていますので、そういったような、あちらの全体の進みゆきというのはしっかり見ていく必要もあるのかなと思っています。

もう一つの論点としては、燃料の供給可能性等、EUと同じように見ていくということ

でしたけれども、日本のF I T制度の場合、新規燃料の活用というのをこれまで認めてきたわけですが、私の理解ですと、新規燃料に切り替えた場合、計画変更ということになって、要するに自主的取組ではなくて、G H Gの基準が義務的になってしまうということで、皆さん躊躇されていると理解をしています。そういった面では、供給量の可能性の中に、やはり新規燃料というものもしっかり含めていただいて、新規燃料を使った場合、例えばまさに 70%、もしくはより高い水準を満たせるというのであれば、それも一つのアベイラビリティになってきますので、議論の中に含めていく必要があるんじゃないかということをお願いしたいと思います。

3点目は、やはり 2030 年代ということを見ると、早いものはF I Tの買い取り期間というものが終わってくるということになるかと思っています。いわゆる卒F I Tということを考えるということになるんだとは思いますが、いろんなシナリオがあり得るんだと思いますが、もし運転を続けるということであれば、他の再エネ、ないしは他の低炭素の燃料の削減水準、その環境市場での評価といったところと横並びになってくる。具体的には例えばアンモニアとか、そういったようなものとの比較になってくるのかなと思っておりまして、このあたりを一つの検討の材料として入れておくと、バランスの取れたものになるのではないかなと思っています。

あと、すみません。最後にこれ、1つ確認ですが、われわれ、2031 年度以降ということで議論をしていますけれども、2030 年度から 70%削減というのが適用されて、この 70%が 1 年だけ適用されて、2031 年からまたいきなり厳しくなるということではなくて、恐らく新しい目標を掲げたとしても、2035 年とか、少しこの 70%の期間が続いてから、また新たな制度になるといいですか、新たな目標になってくるというイメージを持っておりますけれども、ちょっとその辺も、もし齟齬（そご）があればクリアにしておいたほうがいいかなと思いました。

以上です。よろしくお願いします。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは吉岡委員、お願いいたします。

○吉岡委員

ただ今の相川委員の一番最後のコメントに関わると思うんですが、私も、新しい基準を 2031 年度から導入するに当たって、リードタイムを設けるという今回の委員会のご提案には賛成というか、そのようにしたほうが望ましいかなと考えます。

その上で、今既に新規案件は 70%という、そういう基準が設けられていると思うんですが、現状F I T／F I P制度で、一般木材の場合は大型の場合入札ということになっているにもかかわらず、なかなか新規案件がそもそも増えていっていないという現状の

中で、一つ、バイオマス発電の目標としては化石燃料に代わる主力電源化ということを考えると、やっぱりできるだけ導入していきたいという目標が一つあると思うんですよね。その中でどうやってバイオマスの発電量を増やしていくかということ、そういうことも考えて新しい基準作りということをしていくという考え方もあるのかなと思います。

そうすると、今 70%からさらに厳しい排出基準になっていくと、それを超える燃料が木質ペレットなんかの場合は多くなっていくという中で、一つは燃料種ごとに当然、少しでも排出量の少ない燃料を使っていくということも分かるんですけども、リードタイムの間の中では、例えばですけども、発電所単位で単位電力当たりのCO₂を8割だったら8割削減できているということが達成できていれば認めるというような、リードタイムの中ではそういう考え方できると、例えばそれが国内の未利用材の利用の拡大にも寄与すると思いますので、何かそういう考え方であってもいいんじゃないかなというのが、今回の新しい基準づくりの中でちょっと感じたことです。

以上です。

○高村座長

ありがとうございました。

今、一連、委員の皆さんそれぞれにご発言をいただきましたけれども、追加でご発言、ご質問などございますでしょうか。

それでは、私のほうから幾つかご意見申し上げて、その後、事務局から委員の皆さまのご発言についてお答え、あるいはご意見いただければと思います。

皆さん、スライドの11に示されている基準の検討に向けての大きな方向性についてはご異論がなかったかなと思います。幾つか追加的にこうした観点で、あるいは方法で情報を集める、データを集める、あるいは検討してほしいというご意見をいただいたかと思いますが、恐らくこの後、事務局からあると思いますが、相川委員、吉岡委員からもありましたように、やっぱり今回、事務局の資料でもスライドの6でEU-REDのライフサイクルGHG基準の導入、制度的な対応についてお示しいただいていますけれども、単に基準値を決めるだけでなく、どういうタイミングで、例えば規模であったり、あるいは燃料によって分けていくかといったような、こうした論点というのがあるんじゃないかというのが相川委員や吉岡委員のご発言のご趣旨だったかなと思います。これは恐らく事務局のところでも、単に基準値幾らと決めるだけでない一定の検討が必要だというご認識ではないかなというふうには思っております。

2つ目のところが、先ほどちょっと先駆けて私が言ってしまいましたけれども、今回、やはり2031年度以降を考えていく時に、現状どうなっていて、さらにどう削減ないしは対応していけるのかということを見ていく上でも、そういう意味では、これ、ぜひまだデータを出していらない事業者さんをお願いをしたいんですけども、やはり実際どうなっているかというデータを頂くことが、現実を踏まえて、しかしさらにライフサイク

ル全体のGHGを削減していく方向性での制度というのができると思っていまして、その意味でぜひ、議題の（１）にありましたけれども、自主的なご対応として進められている取り組みの状況について、データを出していただけるとありがたいと思います。

事務局のところでもそうしたデータをぜひ来年度に向けて集めることを促進いただきたいと思います。

もう一つが、同じ趣旨なんですけれども、これは先ほど議題の（１）で相川委員からご指摘があった点だと思いますが、やはり既定値計算から個別で計算をしていただくというのを促していくというのが自主的取組としては必要ですし、同時に、それは2031年度以降現実に即した制度を作っていく上でも、どこに削減の可能性が、ポテンシャルがあるのかということを見る上でも非常に重要だと思っております。その意味で、今自主的に情報を提供いただいているところでも、個別計算のお取り組みを促進していただきたいと思いますし、これは事務局においても、そうした個別計算の促進というものをお進めいただくということが、この2031年度以降、現実に即した制度設計につながっていくかなと思います。

私のほうからは以上であります。もし委員から追加でご発言のご希望がなければ、事務局にお答えをお願いしようと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうから委員の皆さまのご発言について何かありましたら、お願いできればと思います。

○妙中課長補佐

ありがとうございます。いろいろご指摘いただきましてありがとうございます。いただいた順にお答えさせていただきます。

まず、河野先生からいただきました事業の継続性にも関係するといった点、ここはまさにおっしゃるとおりだと思っていまして、この議論、継続していくことになると思います。来年度のWG等で、業界団体さまから丁寧なヒアリングというところを実施していくことを検討させていただきたいなと思ってございます。

あと、道田先生からいただきましたデータの開示といった点、早めの情報収集をというところでございます。安定調達の観点から削減水準をどういうふうに最適にセットしていくか、先ほどの河野委員からのご指摘のところでもあったヒアリングとか、そういったところも併せながら、最適解というところをしっかりと検討していきたいと考えてございます。

あと、橋本委員からいただきました、現状で差のあるところの分析というところですね。ここに関しては、先ほどちょっと重複するところではございますけれども、業界団体としっかりと分析のほうを進めていきたいと思っております。

また、LCAの電力排出係数についても、既定値の在り方は結構テクニカルなところが多いので、ここについても情報収集しつつ、精緻化を図っていきたいと思っております。

またあと、相川委員からも一部、再エネの電気の調達についてご質問いただいております。

ます。LCGHGの個別計算というところは、先ほど高村座長のほうからもありましたとおり、割と国によるところも非常に多くなってくると思ってございます。現状で挙がっているものの個別計算の状況、あとこういった考え方があるという点も含めて、しっかり状況を注視しつつ、個別計算を促すというアクションについても検討していきたいと思ってございます。

また、燃料の計画変更の話もございました。既に認定されているものにおいても、このGHGの適用の対象となるという点についてはそのとおりでございまして、また、あと他の燃料、水素、アンモニアというところも当部のほうでも推進してございます。私もアンモニアの混焼というところの実証も見てまいりましたけれども、かなり大胆な投資も必要になってまいります。こういった施設面での設備投資といった点も含めて、バイオマスとの実用化のフェーズ、またあと発電所の置かれているような状況というのも含めて、しっかり検討した上で、この脱酸素燃料との比較というところは考慮していく必要が、バランスを取っていくというのが、全体においてはおっしゃるとおり重要だと考えてございます。

あと、今日いただきました目標設定の考え方ですね。ここは2030年度以降というところは段階的に上げていくという考え方もあると考えてございます。ここも含めて、ちょっと業界団体にもしっかりヒアリングをさせていただきながら、最適解を模索していくというところが重要かと考えてございます。

あと、吉岡委員のほうからいただきました新規案件の参入というところの目標であったりだとか、あと未利用材の活用とか、そういったところにもつなげていくといった点で、ここも発電所単位で基準をクリアするという考え方であったりだとか、経過措置というものも踏まえながら、燃料というものをどういうふうにやっていくかというところも重要かと思ってございます。

国内外の利用ですね。ここにおいては、やはり林業政策との兼ね合いという観点もございます。われわれの技術開発の推進のところも、エネルギーの森といったところも実証を進めております。バイオマス用の木材のより安価な調達、またあと、調達の過程でのコスト削減というところ、国内においても非常に重要な論点だと思っておりますので、こういったいろんな案件というところも踏まえて、バイオマスの継続性、あとは今後の新規参入というところも含めて最適解をバイオマス政策全体で見いだしていきたいと考えております。

一部、ちょっと最後座長からいただきました点、データをしっかり精査すべきというところは本当におっしゃるとおりでございまして、現行で非常に大型の案件も個別の発電所単位でも見えてきてございます。一部石炭専焼、混焼というところの論点もございすけれども、現実としてこういった、どういうふうにライフサイクルGHGを見て評価していくかというところの削減余地については、個別計算の促進というご示唆もいただきましたので、ここは燃料種、あと発電の規模によっていろんな論点があるとは思ってございますけれども、しっかりデータというところで順次集まっている対象が増えていることは事実

でございますので、促進をしつつ、得られたデータを基に最適解というところをちょっと分析させていただきたいと考えてございます。

以上、ちょっと一部重複するところもございましたけれども、いただいた質問については以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。

今、事務局から委員の皆さまのご発言についてお答えをいただきましたけれども、もしフォローアップで追加でご発言、ご希望ございましたらお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今回、この議題について、2031 年度以降のライフサイクルGHGの基準について、大変貴重なご意見をいただいたと思います。事務局におかれては、本日いただいた意見も踏まえて、引き続きこの検討を進めていただけるようお願いをしたいと思います。

(3) 輸入木質バイオマスの持続可能性について

○高村座長

それでは、続きまして議題の(3)に移ってまいりたいと思います。

議題の(3)は、輸入木質バイオマスの持続可能性についてということであります。こちら、事務局からご説明をお願いしますでしょうか。よろしくお願いします。

○妙中課長補佐

ありがとうございます。それでは資料3についてご説明のほうをさせていただきます。輸入木質バイオマスの持続可能性についてというのがテーマとなっております。

2 ページ目、お願いいたします。

本日ご議論いただきたい最後の事項でございます。第31回のワーキングにおきまして、輸入木質のバイオマスの持続可能性基準の整理に向けて、EUの動向、あと日本の木材利用の状況等を踏まえて、引き続き検討を進めていくこととしてございます。今後の政策の方向性について、以下のようなご意見をいただいたところでございますけれども、引き続き、いただいたご意見、事務局のほうからのご説明も含めて、今後の検討の進め方について幅広いご議論をいただければと考えております。

31 回目のご意見というところを改めて整理してございます。国内外の市場としては、持続可能な電源として受け入れられるようなEUの水準かというところ、あと国内事業者にとって普及しやすい制度かという、この大きく2つの方向性がある中で、バランスを取りながら制度設計を進めていくべしといった点ですね。あとはEU-RED3の実施状況、効果をしっかり把握した上で、最終的にはFIT/FIP制度への反映を検討すべきとい

った点。あとは、エネルギー利用以外での価値を持つ資源であるというところを踏まえて、こうしたポテンシャルに対する基準を設けて、エネルギーとして納得できる利用方法を示していくべきではないかといった点。また、避けるべきリスクに対してどういった手段を講じるというところが、このE U－R E D 3を単純に追いかけていくというだけではなくて、必要なのではないかといった点。日本において考慮すべき重要な項目をしっかりと整理した上で、メッセージとして発信するというのも重要なのではないかという広報に関するようなご意見。最後に、海外の持続可能性の目標といった点は、技術の進歩によっても変わってまいります。追加的な対策が取れるような仕組みを制度の中でも柔軟に組み込んでいくことが重要なのではないかというご意見等をいただいております。

3 ページ目のほうに、全体の時間軸も含めて、これも議論だとは思っておりますけれども、進め方のイメージというところを整理してございます。これまでのワーキンググループにおいても、一番上段の青い帯のところになりますけれども、E U－R E D 3 の実施状況、生産国・認証スキームの対応状況、国内の状況等、これはモニタリングしていくという観点でございます。

一方で、ここから今、そこをしっかりと見ているという状況ではございますけれども、輸入木質バイオマスに求めるような持続可能性の項目・評価基準を具体的に整理、発信をしていくといった点が、今後の大きな検討課題だと考えてございます。そこをしっかりとF I T／F I P制度に将来反映していくという方向を検討していく上では、どのように確認していくかというところの確認方法、その次の段落として、同時並行的になるところはありますけれども、基準の対象や間の経過措置等もしっかり考慮していった上で、持続可能なバイオマス発電というところを検討していく必要があると、そういったところを整理した上で、F I T／F I Pへの反映というところができるかと考えてございます。

以上のような時間軸も含めて、少し時間は要するところだと考えておりますけれども、このワーキングで持続可能性の項目評価基準というところを着手していくというところ、あとは現行の制度のモニタリングというところが大きな2つ、直近のアクションかと考えてございます。

4 ページ目以降は、この現行の輸入木質バイオマスにおいてどういった施策の関係性なのかというところを記載してございます。林野庁さまの合法性・持続可能性ガイドライン、2006 年のものになりますけれども、こういったものに沿っているといったところでございます。

5 ページ目は、その具体的なガイドラインの内容、6 ページ目は、輸入木質バイオマスに求めるような持続可能性の基準というところを、それぞれの判断基準に照らし合わせて評定整理しているといったものでございます。

最後に7 ページ目におきましては、E U－R E D 3 の持続可能な伐採基準というところで、第29 条を入れてございます。こういった要求事項としては、この伐採作業の合法性、森林の再生、また湿地等の保護といった点等を入れてございまして、伐採作業の合法性に

においては、E U T R（E U D R）に準拠して署名するということが海外においては整備されているというところをご参考までに入れてございます。

以上が、粗々になりますけれども、少し大きな方向性というところをお示しする段階ではございますけれども、非常に経過措置であったりだとか実務的な観点でございますので、まず項目評価基準から着手してはどうかというところが事務局の案でございます。

資料3については以上でございます。ご審議いただければ幸いです。

○高村座長

ありがとうございます。今、議題の（3）について、資料の3を使ってご説明をいただきました。

それでは、委員の先生方からご意見、ご質問などをいただければと思います。ご発言ご希望の委員の皆さまは、T e a m s の手挙げ機能、あるいはチャットで教えていただければと思います。

多分河野委員の、これは先ほどのものだと思いますが、先に道田委員、手を挙げていただいておりますので、道田委員、お願いできますでしょうか。

○道田委員

高村座長、ありがとうございます。

先ほど座長からもコメントをいただきましたけれども、この委員会で、これからE U－R E D 3 との関係はどう考えながら日本として進めていくかということが重要な中で、実際にどうなっているのかというのが本当にきちんと踏まえることが今こそ大事になっているのかなと思っております。特に、先ほど前のスライドでお示しいただきましたように、E U と日本とは調達場所、日本は東南アジアに多くを調達先として頼っているわけでありまして、もちろん量も違うということです。E U が直面しているサステナビリティの課題というものと、それからわれわれが東南アジアなどで主に直面するサステナビリティの課題というものは、恐らく違うものであろうと思われます。なので、まずは現状、日本のバイオマス発電で調達しているところで、何が大きく課題になっているのかということとをまずリサーチするということから例えば始めて、その中で、ただE U－R E D の数字を追っていくということではなくて、日本として本当に何が必要であるのかということとを原点に帰って考えるということが大事なのではないかなと思っております。

その上で、先ほどのG H G の話もありますけれども、もしかするとG H G の基準と持続可能性のほうと、タイミングがちょっと難しいかもしれないんですけれどもリンクさせて、例えば認証を取っている業者さんと、そうでなくて自主的にやられているところと、証明の方法として認証のほうが正確であるなり分かりやすいということであれば、まずは認証を取っていただくことを先に条件にして、それからG H G を守っていただくなど、先ほどG H G を考えていく上でもいろいろな条件の設定があるというふうなお話が座長からあり

ましたけれども、そういう持続可能性とGHGとの間の条件設定というのもあり得るのかなと思った次第です。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

河野委員、ご発言。

○河野委員

河野です。すみません。本当にまぎらわしい状況で、ずっと手を挙げ続けているんですが、河野、発言させていただきます。よろしいでしょうか。

私も、3番目の議題、輸入木質バイオマスの持続可能性については、今後に向けてどういう対応がいいんだろうというのは常々頭にある、結構重たいテーマです。それで、私が今現在こうだなと思うのは、今、道田委員がおっしゃったように、現状把握をまずしっかりするという事ではないかなと考えます。

例えばE U-R E Dのような厳格なルールを敷いたとしても、それを実行可能性も含めてしっかりとワークしているかを担保する仕組みというのも現状、それほどありませんし、それから、木材に関しては、常々指摘されている多様な用途、それから森林の価値やポテンシャルを十分生かせるような、やっぱり使い方をしなければいけないという、そういうふうな思いはあるんですけれども、まずは、つい先頃スタートしました改正クリーンウッド法が実際どのように効果を現すのかということも含め、それからS B PとかG G Lのような認証も、実際どのように適用され、それが効果を及ぼしているかどうか、そのあたりをまずはリサーチして、その上で日本にふさわしいというか、日本にフィットした形で輸入木質バイオマスの持続可能性の担保の仕方というのを整理していくのがいいのではないかなと思っております。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

今の時点で、まだ他の委員からは手が挙がっておりませんが、いかがでしょうか。事務局からもご説明がありましたように、今後の検討の進め方の大きなイメージを今回お示しいただいているかと思しますので、幅広にご発言いただければと思いますけれども。

それでは相川委員、手を挙げていただきましてありがとうございます。相川委員、よろしく願いいたします。

○相川委員

相川です。

まず、事務局のほうでお示しいただいている、この持続可能性の項目と評価基準の策定といたしますか、見直しになるのか分かりませんが、ここから議論を始めるとということに関しては異論はありません。

ただ、道田委員、それから河野委員からお話があったかと思いますが、現状の把握というのが私も大事だと思っています。その部分については、この一番上のずっと続いている矢印で示されていると理解をしていて、適宜やっていくものというふうにも理解しているところですが、特に初期の段階で必要ではないかと思っています。

具体的には、私のほうとしても考えていたこととしては、これもお二人、既におっしゃっていましたが、認証制度の活用で、特にE U－R E D 3にも対応しているようなところも出てきていますので、そういうE Uの規制を具体的に実務の上でどういうふうに満たしているのかといったような部分で、それからあと、私としては、今後の実施事項に含めてはどうかと思ったのは、まさにG H Gのほうでも業界団体の方々に取りまとめていただいてヒアリングなどもさせていただいているんですけれども、この件に関しても、例えば業界団体としてどういうふうに取り組んでいるのかとか、それから、個社になってしまうかもしれませんが、具体的にグッドプラクティスとしてどういったようなやり方が見えるのかという技術的な取り組みを促す、ないしは、よりたくさんそういった方向で取り組みを伸ばしていただくというところで解決できるという方向性を探ってみるというのも一つかと思っています。

あとは、やはり生産国とのコミュニケーションというのも大事ではないかなと思っています。E Uの話が再三出てきておりますけれども、D Rのほうがまた発効が1年遅れるということがニュースなども出てきておりますけれども、フィージビリティという点では、やはり生産国とのコミュニケーションというのも不可欠だと思いますし、むしろわれわれがきちんと先方のスキームを、制度を理解していないということになると、ボタンの掛け違い、ないしは二重規制みたいなことにもなりかねないと思っています。

あと、最後に、お示しいただいている5枚目のスライドで林野庁さんのガイドラインというのがご紹介ありましたけれども、これについては2006年に作られたもので、かつ基本的にはグリーン購入法という法律の対応で作られていたと承知をしております。これをあつちの種借用する形でF I T制度で使ってきたわけですが、これを生かしていくのか、ないしはもう少しバイオマス利用に特化したようなQ & Aをしっかりと作るだとか、そういったところも作業としては必要になってくるのかなと思っています。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

他に委員からご発言のご希望ございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは橋本委員、お願いいたします。

○橋本委員

ありがとうございます。ぜひ進めていっていただければと思います。

既に3名の委員の方からコメントされたことの繰り返しになるんですけれども、現状で課題として指摘をされているようなことをしっかり整理するというのが重要なと思います。私自身もそのように思います。

その上で、今示していただいていますけれども、既存の森林認証制度で着目している観点がどういったようなことで、あるいは、この2番目の関係団体の認定を得て行う中で着目している観点がどういうことなのかといったようなことを整理しておくことも非常に重要なと思います。

農産物のほうも、RSPOをベースに基準を考えられたということなので、既存の認証制度の中でどういった観点が考慮されていて、それが指摘されているような課題と照らした時にどういう修正が必要になってくるのかといったようなことで議論できるといいんじゃないかなと思います。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

吉岡委員、ご発言ご希望ございますでしょうか。

○吉岡委員

ありがとうございます。

基本的には皆さまご指摘のとおり、まずは他国の現状を把握することが必要と思っていますので、これからの議論の中で私も考えてまいりたいと思います。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

他に委員から追加でご発言、ご希望ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から今、今後の検討について委員の皆さまから出た意見について、質問はなかったかと思いますが、何かありましたらお願いできればと思います。

○妙中課長補佐

ありがとうございます。先生の皆さまにおかれましては、貴重なご意見ありがとうございます。

道田先生、河野委員からいただきましたような、海外の状況はどうなっているのかという全体も、ここも皆さま一致していたかなと思いますけれども、現状の把握というところはしっかり継続して進めていきたいと思っております。確認の実効性、ここもやはり実務の面では重要な観点になってまいりますし、ちょっと日本がどういうふうなバイオマスの持続可能性というところに直面しているかというところは、林野庁さまもしっかり連携する必要があるのかなと考えてございます。

あと、相川委員からいただきました点ですね。輸入の場合においても自主的取組をヒアリングするといった点、確かにおっしゃるとおりだと思っていまして、自主的取組の状況というところも継続してヒアリングしていきますけれども、この輸入木質バイオマスをどういうふうにプラクティスの持続可能性の取り組み、GHGだけではなくて、そういった観点を併せてヒアリングするということも調整検討させていただきたいなと思っております。

あと、生産国とのコミュニケーションですね。ここは非常に、道田委員のほうからもございましたけれども、東南アジアというところはEUとは違う状況だと思っております。二重規制とならないように、しっかり、まずは課題、情報、現状によるところをしっかりと整理していきたいと思っております。

あと、2006年の林野庁のガイドラインをどう活かしていくかというところは、林野庁さんともよく連携させていただきたいと思っております。QAという対応になったとしても、そこはしっかり連携させていただきたいなと思っております。

あと、橋本委員からいただきました、これまでの課題の整理とか、あと実際に来年度検討していくには、現行のものをどういうふうにしていくかといった点ですね。ここはやはり現状把握の中で、既存の認証スキームの確認の状況といったところもしっかり情報を整理していくといった点が重要かと考えました。

皆さま、非常に活発なご議論をいただきましてありがとうございます。私のほうからは以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。

今、事務局からお答えいただきましたけれども、委員から何かご発言ご希望でございますでしょうか。あるいは、オブザーバーでご出席の関係省庁から、もし何かありましたらお知らせいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。こちらの議題の（３）については、今後の検討をどういうふうに進めていくかということで、事務局からその進め方のイメージ、本日出していただき、皆さまから大変貴重な意見をいただきました。事務局におかれましては、委員の皆さまからいただいたご意見、ご提案、サジェスションなど踏まえて、次回以降のワーキングの検討につなげていただければと思います。

もしよろしければ、特にこの議題の（３）についてご発言、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

本日予定している議題は以上となりますけれども、全体を通して何か言い漏らされた、あるいはご発言、今ご希望の点ございますか。よろしいでしょうか。

○妙中課長補佐

よろしければ、事務局のほうから１点だけ、よろしいですか。

○高村座長

お願いいたします。

○妙中課長補佐

ちょっと戻るんですけれども、議題の（１）の際に、10 ページ目の散布図についてご説明したところが、事実が少し訂正する必要があると思います。

このバイオマスの比率を考慮前の出力でプロットしていると申し上げましたが、正しくは考慮後の出力でプロットしてございます。こちらも今、口頭のところでご説明をもって訂正させていただきます。議事録のほうも修正をさせていただきたいと思っております。

（※該当箇所修正済み）

○高村座長

ありがとうございます。他に、今のお答えも含めてですけれども、全体を通して委員から何かご発言、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。相川委員、お願いいたします。

○相川委員

相川です。

全体を通じて、資料１のところですかね、資料２のところかな。発言をしているんですけれども、やっぱり今後のバイオマス発電の在り方みたいなことをどう見通していくのか、どういう形で成長していつてもらいたいのか、もしくはしっかり守るべきところは守っていただかないといけないというところをはっきりさせるのかといったようなところを、ある程度イメージを持っておかないと、いろんな議論が収束すべきところに収束していかないのかなと思って聞いておりまして、われわれ委員としても、調達価格等算定委員会の議論というのをしっかり踏まえていくということとともに、事務局さんサイドのほうでも、そのあたりの橋渡しなどの情報など、われわれのほうにもインプットいただけるとありがたいかなと思いました。

以上、コメントです。

○高村座長

ありがとうございます。他にご発言ご希望の委員、いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。全体を通してですけれども。

ありがとうございます。今、相川委員からご指摘の点は、非常に大事なところだと思います。非常に重要な発電源であるバイオマスですけれども、同時にやはりさまざまな持続可能性の点、あるいはコストの点等々を踏まえた時、どういうふうに見通していくかというのが、こちらの議論にもかなり重要な影響を与えるというご指摘だと思います。

こちら、事務局からよろしいですか。

○妙中課長補佐

相川委員、ありがとうございます。調達価格等算定委員会も含めて、このバイオマスというところ、現行でも相当風力よりも電源構成の割合も高うございますし、あと、国内の木質をどういうふうにも有効活用していくかという点も、いろいろちょっと燃料種によって全く論点が違ってくると思っております。守りと発展、この大きく2つはおっしゃるとおりだと思っております、ここのところはいただいたコメントも踏まえて検討させていただきたいなと思います。

○高村座長

ありがとうございます。

もし委員のほうから、あるいはオブザーバーでご出席の関係省庁からご発言のご希望がなければ、本日の議題は以上としたいと思います、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次回開催につきまして事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○妙中課長補佐

ありがとうございます。次回のワーキンググループにおいては、日程が決まり次第、経産省のホームページでお知らせのほうをさせていただきたいと思います。

3. 閉会

○高村座長

ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、本日のワーキンググループ、第33回になりますけれども、こちら、閉会としたいと思います。

本日、大変ご多忙のところ、熱心にご議論いただきましてどうもありがとうございました。

以上で閉会といたします。ありがとうございます。